

―耕作放棄地再生事業のお知らせ― 耕作放棄地を再生して、農地の有効的な利用に取り組みましょう！

農地法改正などにより耕作放棄地の所有者に対する指導が強化

食料の安定供給を図るため、重要な生産基盤である農地について、その確保、貸借についての規制の見直し、利用集積を図る事業の創設など、農地の有効利用を促進することを趣旨として、農地法・農業振興地域の整備に関する法律・農業経営基盤強化法などの大幅な改正が行なわれました。

この改正農地法では、「農地の所有者など利用権を持つ者は、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ」という責務規定が新たに設けられ、耕作放棄地（一年以上耕作をささず荒廃した農地）の所有者などに対する指導が強化されました。

農地の確保や有効利用のために耕作放棄地再生事業を創設

放置するとさらに荒廃が進行し、耕作地としての活用が困難になるだけでなく、周辺にも悪影響を及ぼすので、一刻も早く解消していくことが重要です。

自分で活用が難しい場合は、町農業委員会に貸したい旨を申し出ることもできます。

さらに農地の確保、有効利用を趣旨とし、耕作放棄地再生事業が創設され、負担軽減の補助事業（補助金額2万～10万円/10[㎡]）も用意しています。

安全・安心な食料の安定供給のため農地の有効利用に取り組みましょう。

▼お問い合わせ先

・町産業振興課

☎096・234・1111

(内線156)

✉kg206@town.kosa.lg.jp

・町農業委員会事務局（町産業振興課内）

☎096・234・1111

(内線161)

✉kg207@town.kosa.lg.jp

―農業者年金のお知らせ―

農業者の安定した老後生活のために、農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は農業者・農業担い手の老後を支える積立年金

農業者年金は、国民年金を受給する農業者が、より豊かな老後生活を過ごすことが出来るよ

う国民年金に上乗せできる公的な年金制度です。

国民年金の保険料を20年支払い、65歳から受給する年金の月額は、夫婦2人で約13万2,000円です。これに対し必要な家計費は、約23万円といわれています。（平成15年農林水産省統計）

農業者の皆さん、安定した老後生活のために、農業者年金に加入しませんか？

【農業者年金の特徴】

● 農業従事者であれば、誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する人であれば誰でも加入できます。

● 積立方式の年金です。

積立方式の年金で、年金額は加入者・受給者の増減に左右されません。また、途中で保険料の未加入期間があっても、支払った保険料は65歳以降で受給できます。

● 掛け金である保険料が自分で決められます。

掛け金が、月額2万円～6万7,000円までの間（千円単位）で自由に選択できます。

● 税制面で優遇があります。

その年に支払った保険料は、社会保険料控除の適用があります。また、受け取った年金についても、公的年金控除が受けられます。

● 80歳までの保障があります。

受け取る年金は、終身受給できます。また、80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した額を、死亡一時金として遺族が受け取ることが出来ます。

● 保険料に対して国からの補助金があります。

認定農業者などの一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料（月額2万円）に対し最大5割の政策支援（国庫助成）があります。

▼お問い合わせ先

町農業委員会事務局（町産業振興課内）

☎096・234・1111

(内線153)

✉kg207@town.kosa.lg.jp

